

## 第 8 9 号議案

教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定について

教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

管理を行わせる施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
豊川市野外センター	北設楽郡設楽町田口字後口 4 番地 4 一般社団法人設楽町公共施設管理協会	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで